

2007年5月2日

株式会社オリエントコーポレーション 御中

特定非営利活動法人消費者支援機構関西 (KC's)

理事長 榎 彰 徳

<連絡先>

〒540-6591

大阪市中央区大手前1-7-31

OMMビル1階大阪府消費生活センター内

特定非営利活動法人消費者支援機構関西事務局

TEL 06-6945-0729 / FAX 06-6945-0730

メール qqrx66s39@star.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.kc-s.or.jp/>

お問い合わせ

当団体は、消費者契約法の一部改正による消費者団体訴訟制度の立法化に伴い、不当な勧誘行為や不当条項の使用中止を申し入れ、またこれらに対する差止請求権を行使することを重要な活動内容として、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成され、平成17年12月3日に結成された消費者団体です（組織概要についてはホームページをご参照下さい。）。

さて、貴社ホームページ掲載の平成19年4月13日付「キャッシングサービス内容の変更」という文書を拝見致しました。同文書によると、貴社のキャッシングリボルビング契約の顧客の返済額の算定方法を変更し、契約内容によっては、支払金額が月額2万円増額する内容となっています。これは、契約内容の不利益変更と思われますが、以下の事項についてお尋ねしたく、本書を差し上げる次第です。平成19年5月22日までに文書にて御回答下さいますようお願い致します。

記

- 1 今回の規約変更の対象となる典型的なカード規約（ただし変更前のもの）について、約款をご送付下さい。
- 2 今回の規約変更はいかなる法的ないし約款上の根拠によるものか、明らかにして下さい。
- 3 顧客が規約変更を拒否した場合の貴社の対応及びその法的ないし約款上の根拠について明らかにして下さい。
- 4 顧客が規約変更明示的な承諾をしなかった場合の貴社の対応及びその法的ないし約款上の根拠について明らかにして下さい。

以上